

令和6年度 環境クリーンセンター管理報告

○環境クリーンセンター故障及び火災・事故一覧表

施設名	故障	火災・事故	備考
ごみ焼却施設	0件	0件	
し尿処理施設	0件	0件	

○緊急事態対応訓練

1 ごみ焼却施設

- (1) 内容 ごみピット火災対応訓練
(2) 実施日 令和6年12月23日（月）



2 し尿処理施設

- (1) 内容 薬品漏洩対応訓練
(2) 実施日 令和6年11月6日（水）



ごみ焼却施設 排ガス測定結果

ごみ焼却施設では大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排ガスの測定を行い、施設の適正管理を行っています。

下記の表は令和6年度における、ごみ焼却施設から放出される排ガスの測定結果です。

(ごみ焼却施設)

検体採取日	測定対象 焼却炉	ばいじん g/Nm3	塩化水素 PPM	硫黄酸化物 PPM	窒素酸化物 PPM	全水銀 μg/Nm3	ダイオキシン類 ngTEQ/Nm3	検査結果
R6.5.13	2号炉	<0.001	1	8	26	2.9	---	○
R6.6.21	1号炉	<0.001	7	14	41	1.9	---	○
R6.8.19	1号炉	<0.001	3	7	27	---	---	○
R6.8.19	2号炉	<0.001	3	9	27	---	---	○
R6.8.29	1号炉	---	---	---	---	---	0.00026	○
R6.8.29	2号炉	---	---	---	---	---	0.000063	○
R6.10.18	2号炉	<0.001	3	13	21	3.3	---	○
R6.11.15	1号炉	<0.002	6	15	35	---	---	○
自主基準値		0.02	80	80	80	---	0.1	---
法規制値等		0.08	430	173	250	50	1	---

用語の説明

ばいじん	「ばい煙」のひとつで、すすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいう（煤塵）。大気汚染防止法（1968）の第2条第1項第2号では「燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する」と定義している。無機物質、有機物質、各種金属等が含まれる。同法では、ばいじんを排出する26種類の施設からのはいじんの排出を燃料の種類、施設の大きさに応じて規制している。燃焼以外から発生する固体粒子は、法的には「粉じん」として区別する。
塩化水素	無色の刺激臭の強い気体で、水に溶解したものが塩酸である。金属溶解性が強く腐食性物質である。大気中には塩化ビニールの燃焼等に伴い放出される。
硫黄酸化物	二酸化硫黄（SO ₂ 、亜硫酸ガスともいう。）、三酸化硫黄（SO ₃ 、無水硫酸ともいう。）などの硫黄の酸化物の総称で、燃料中の硫黄分の燃焼等に伴い発生する。硫黄酸化物は、それ自体有害であるし、環境大気中では他の汚染物質と共に存することによって人間や動植物に影響を与える。特に環境での人間にに対する影響としては、いわゆる「ぜんそく」を引き起こす等呼吸器への影響が顕著である。
窒素酸化物	物の燃焼の際、空気中に含まれる酸素と窒素から発生する。高温になるほどその発生量は多くなる。また燃料の成分中の窒素分も燃焼の際、窒素酸化物になる。エネルギーの消費に伴い年々環境濃度は高まっており、その主な発生源は工場と自動車である。窒素酸化物の代表的なものは一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO ₂ ）で、人間に対する影響としては肺気腫等の原因となる。
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類という。無色無臭の固体で水に溶けにくく、油などに溶けやすい。物の燃焼に伴い非意図的に生成し、廃棄物焼却炉などから排出される。
全水銀	排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物であるガス状水銀と排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物である粒子状水銀を合計したもの。人への毒性が強く、特に発展途上（胎児、新生児、小児）の神経系に有害である。また、食物連鎖により野生生物へも悪影響を与える。

し尿処理施設 放流水水質検査結果

し尿処理施設では、水質汚濁防止法に基づき、放流水の水質測定を行い、施設の適正管理に努めています。

以下の表は令和6年度における、し尿処理から下水道へ排出される放流水の水質検査結果です。

(し尿処理施設)

検体採水日	p H	温度 °C	B O D mg/l	S S mg/l	窒素 含有量 mg/l	燐 含有量 mg/l	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量		ヨウ素 消費量 mg/l	難分解性 C O D mg/l	検査結果
							鉱物類 mg/l	動植物 油脂類 mg/l			
R6. 4. 23	6.8	22.0	3.0	9	19.0	0.20	<0.5	<0.5	<1	4.8	○
R6. 5. 8	6.9	23.0	4.3	7	13.0	0.17	<0.5	<0.5	<1	4.9	○
R6. 6. 12	7.3	25.0	2.6	10	18.0	0.20	<0.5	0.6	2.0	4.7	○
R6. 7. 10	6.6	24.5	1.9	11	9.1	0.22	<0.5	0.6	<1	4.2	○
R6. 8. 7	7.4	30.0	3.0	9	14.0	0.30	<0.5	<0.5	2.0	4.8	○
R6. 9. 11	7.3	30.0	2.4	10	23.0	0.23	<0.5	<0.5	<1	4.9	○
R6. 10. 9	7.1	25.8	1.9	12	26.0	0.26	<0.5	<0.5	<1	4.2	○
R6. 11. 13	7.0	24.0	3.3	8	16.0	0.20	<0.5	<0.5	<1	2.5	○
R6. 12. 2	7.0	21.0	1.8	8	15.0	0.13	<0.5	<0.5	<1	3.8	○
法規制値等	5.0~9.0	45	600	600	240	32	5	30	220	25	—

*この水質検査結果は、安城市下水道条例及び愛知県維持管理要綱の基準に基づき、毎月1回行われる分析業者による分析結果です。

用語の説明

p H	溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示します。数値が小さくほど酸性、数値が大きいほどアルカリ性の度合が強く、p H 7が中性です。
B O D	有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が20°Cで5日間のうちに微生物により酸化分解される過程で消費される酸素量をmg/l(水1リットル当たり消費される酸素のmg数)で表します。BODが高い(数値が大きい)ことは、その水の中に微生物により分解されやすい有機物が多いことを意味し、これが河川に流入すると、河川の水の中に溶けている酸素(溶存酸素(DO))という。)を多量に消費し、魚介類に被害を及ぼします。
S S	粒径2mm以下の、水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。一定量の水をとってろ過したあと、残留物を乾燥してその重量を測り、それを水中の濃度(水1リットル当たりの重量mg数)で表します。浮遊物質には無機質のものと有機質のものがあり、数値が大きいほど水質汚濁が進んでいることを示します。
窒素含有量	窒素は空気中に約80%含まれる物質でありそれ自体は無害ですが、水中の栄養塩類としては閉鎖性水域の富栄養化の原因となる物質の一つです。水域の栄養塩類は、生活排水、工場排水などにより供給され、藻類などの植物性プランクトンの著しい増殖による赤潮やアオコ、青潮の発生の原因となります。溶存態の無機窒素と有機態窒素及び懸濁態窒素これらすべてを全窒素と呼びます。
燐含有量	窒素とともに、水中の栄養塩類として閉鎖性水域の富栄養化の原因となる物質の一つです。窒素と同様に、溶存態の無機りんと有機態りん及び懸濁性りんに区分され、これら全てを全りんと呼びます。生活排水、工場排水、農業排水などにより閉鎖性水域に供給され、栄養塩類の増加による富栄養化を引き起します。
ノルマルヘキサン 抽出物質 含有量	ノルマルヘキサンという有機溶媒によって抽出される不揮発性物質の総称で、水中に含まれる油分の指標です。海域についてノルマルヘキサン抽出物質として「検出されないこと」と定められています。海域だけでなく陸水域でも、油分、特に鉱物油は石油臭によって水の価値を損なったり、下水処理場の機能を阻害したりします。
ヨウ素 消費量	ヨウ素消費量とは、硫化物、第一鉄塩、不安定な有機物の還元性物質によって消費されるヨウ素量です。ヨウ素消費量の高い下水は、反応槽での酸素要求量が多くなります。また、管渠内で酸素を消費するため腐敗を促進し、硫化水素の発生を招き、管渠の腐食・破壊を導きます。
C O D (参考)	BODと同じように、主として有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質を100°Cで酸化剤(過マンガン酸カリウム)で酸化するときに消費される酸素量(水1リットル当たり消費される酸素のmg数)で表します。この値が大きいほど汚濁が進んでいることを意味します。
難分解性 C O D	CODとBODはともに水中の有機汚濁指標であるが、測定原理が異なっており、BOD濃度測定では検出されないような物質がCOD濃度測定では検出される場合があり、このような場合の物質は過マンガニ酸カリウムで酸化されうる有機物であるが、生物にとって難分解性であると考えることができる。難分解性CODはこうした物質を指します。